

亀田縞×にいがた2km事業企画・業務実施委託への質問に対する回答について

項目	内容	回答
<p>【要項】 6.(2)提案内容 ①本事業の目的に沿った企画内容 (ブランド戦略、ロゴ制作)</p>	<p>それぞれの織ネームの役割とは、新しいロゴマークができた際に既存の4種は活かしたまま表記するのが前提なのか。それとも統合しユーザーに分かりやすく1ロゴで表記した方がよいのか。 新たなロゴの活用方法の提案内容次第で併記するか、しないを変更できるものなのか。</p>	<p>既存の織ネーム4種類は、原則としてそれぞれの団体が製作した商品に縫い付けることで亀田縞であることがすぐに認識できるものとなっています。一方で、4団体以外が製作した商品については、原則としてこれらの織ネームを使用しておらず、現状はユーザーに対し亀田縞であることを証明する仕組みが限定的であると捉えています。 今回、新たに制作するロゴについては、その商標権を亀田織工業協同組合に帰属させ、例えばロゴを商品につけるタグや値札などに活用し、亀田縞の生地で商品を製作した者に販売することで、ユーザーに亀田縞の製品であることを証明する新たな仕組みを構築したいと考えています。 なお、既存の織ネーム4種については、今後も4団体が製作した商品に使用することを予定しています。新たなロゴの制作以降は、4団体が製作した商品は既存の織ネームと新たなロゴによるタグや値札が合わせて使用されることも想定しています。 また、今回の委託事業で制作するロゴは、若年層向けの2ndライン用のロゴを想定していますが、色やデザインの修正を加えるなどにより既存の亀田縞(1stライン)にも活用できる場合は活用することも検討します。 これらを前提とし、ロゴの活用方法を提案ください。なお、ロゴの制作については、亀田縞利用促進協議会と選定事業者がデザインを含めて協議の上、制作することを想定しています。提案書の段階でロゴのイメージを提案することは可としますが、必須ではありません。</p>
<p>【要項】 6.(4)応募方法等 ②提案書類の提出について</p>	<p>提案書の提出については、必要書類を1部のみでよいのか。 なお、企画提案書類の必要部数はあるか。 また、プレゼンテーションなどは無しという認識でよいのか。</p>	<p>提出書類および任意の別紙資料は、正本1部をご提出ください。(法人・企業・団体等の定款などの資料のみ副本可) なお、申請者の概要に関する調書はパンフレットの使用も可とします。 また、プレゼンテーションについては、審査会を開催し、提案内容を発表していただく予定としております。日程については、応募締め切り後にご連絡いたします。</p>
<p>【要項】 6.(4)応募方法等 ②提案書類の提出について</p>	<p>「イ 申請者の概要に関する調書」とはどのようなものを用意すればよいでしょうか。書式などはありますでしょうか。</p>	<p>所在地、事業内容、社歴等の会社概要が確認できるものをご提出ください。また、パンフレットの使用も可とします。 なお、書式は無いため任意での様式で作成ください。</p>
<p>【要項】 6.(4)応募方法等 ②提案書類の提出について</p>	<p>提案書の提出について、提案内容をより分かりやすく説明する目的で、様式2の提案書に加えて任意の書式での提案書を作成してもよろしいでしょうか。</p>	<p>様式2に加えて任意の書式での提案書を作成していただいて、差し支えありません。</p>
<p>【要項】 6.(2)提案内容 ①本事業の目的に沿った企画内容 (ブランド戦略、ロゴ制作)</p>	<p>ロゴの制作について、ロゴは提案書内に入れるのではなく、戦略を実施した後に提案し制作するという認識で間違いないでしょうか。</p>	<p>ロゴの制作については、亀田縞利用促進協議会と選定事業者がデザインを含めて協議の上、制作することを想定しています。提案書の段階でロゴのイメージを提案することは可としますが、必須ではありません。 ただし、新たなロゴの活用方法については、提案書の段階で提案してください。</p>
<p>【要項】 6.(2)提案内容 ①本事業の目的に沿った企画内容 (ブランド戦略、ロゴ制作)</p>	<p>「亀田縞×にいがた2km事業」とのことですが、ブランディング戦略に、にいがた2kmを盛り込む必要があるのでしょうか。例えば、にいがた2kmエリアでのプロモーションを行うなど。</p>	<p>本事業は、市の組織である「にいがた2km×8区連携プロジェクトチーム」で提案し、にいがた2kmの各種プラットフォームの構成企業から具現化に向けてのアイデアなどをいただき新規事業として予算化したものです。 事業立案に、にいがた2kmが関わっているため、「亀田縞×にいがた2km事業」となっているものです。プロモーションに、にいがた2kmエリアを活用することは可としますが必須ではありません。</p>
<p>【要項】 6.(4)応募方法等 ②提案書類の提出について</p>	<p>「イ 申請者の概要に関する調書」について、申請者の概要に関する調書とは会社のパンフレットという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>所在地、事業内容、社歴等の会社概要が確認できるものをご提出ください。また、パンフレットの使用も可とします。 なお、書式は無いため任意での様式で作成ください。</p>